

令和五年十二月十九日受領
答弁第九九号

内閣衆質二一二第九九号

令和五年十二月十九日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員神津たけし君提出自賠責保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員神津たけし君提出自賠責保険に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、金融庁のホームページで公表している「令和四年度料率検証結果について」（令和五年一月十三日第四百四十五回自動車損害賠償責任保険審議会資料）、「自賠責保険基準料率の届出について」（令和五年一月二十日第四百四十六回自動車損害賠償責任保険審議会資料）及び「自賠責保険付加率見直しに関する報告」（平成二十四年一月三十一日第三百三十回自動車損害賠償責任保険審議会資料）等において一定の範囲で示しているところである。

二の1について

お尋ねについては、平成十八年三月十六日の参議院国土交通委員会において、宿利国土交通省自動車交通局長（当時）が「自賠責保険の支払限度額につきましては、賃金、物価水準、あるいは社会保障制度における給付水準など、社会経済状況を総合的に勘案をして自賠責審議会において検討した上で政令で決まっております。（中略）いずれにしましても、この限度額の引上げに関しましては、任意保険の普及状況や、あるいは加害者が任意保険未加入の場合でも、自賠責保険によって基本補償を確保するという観点を

踏まえて判断していかねばならないと、このように考えております」と答弁したとおりであり、御指摘の「現在の水準」についても、近年の社会経済状況等を踏まえたものと考えている。また、御指摘の「支払限度額」の引上げについては、今後の社会経済状況等を踏まえ、引き続き、適切に判断してまいりたい。

二の2について

お尋ねの「裁判の結果、支払保険金の額が大幅に増加することがあるといわれている状況」について現時点では把握していない。